平成26年4月1日から、汲み取り手数料が変わります。

当地域のし尿処理事業は、大洲市、内子町、伊予市及び砥部町の4市町で運営される大洲・喜多衛生事務組合(清流園)の指定する許可業者により行われています。

そのし尿汲み取り料金につきまして、平成26年4月1日からの消費税の増税に伴いまして、改定をすることになりました。

改定後の汲み取り手数料は、次のとおりです。

○し尿及び浄化槽汚泥に係る汚泥の収集、運搬及び処分についての手数料(消費税込み)

大洲市

区域平成 17 年 1 月 10 日	単位	現行		改定後手数料 [円]
における区域		[円]	\triangle	平成 26 年 4 月 1 日から
大洲市及び長浜町の区域	18	137		140
肱川町の区域	11	156		160
河辺村の区域	11	163		167

内子町

区域 平成 16 年 12 月 31 日	単位	現行 手数料		改定後手数料 [円]
における区域		[円]		平成 26 年 4 月 1 日から
内子町及び五十崎町の区域	18	141	7	145
小田町の区域	"	162	-	166

伊予市

区域 平成 17 年 3 月 31 日 における区域	単位	現行 手数料 [円]		改定後手数料 [円] 平成 26 年 4 月 1 日から
双海町の区域	18	166	7	170
中山町の区域	11	175	-	180
砥部町				
区域 平成 16 年 12 月 31 日	単位	現行手数料		改定後手数料 [円]
における区域		[円]		平成 26 年 4 月 1 日から
広田村の区域	18	193		198

備考 18リットル未満の端数を生じたときは、これを18リットルとして計算する。 請求金額の10円未満の端数は切り捨てるものとする。

リットル

※ なお、合併浄化槽に台所の油などは流さないようにしましょう。浄化槽の処理能力が低下してしまいます。

問い合わせ先

愛媛県大洲市米津乙1番地の2

大洲・喜多衛生事務組合 清流園

電話 0893-26-0200